

野木町事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野木町が発注する建設工事において、野木町建設工事請負業者選定要綱（昭和50年野木町訓令第2号）第4条の規定に基づき本町の入札参加資格が認定された者に対し、参加要件に条件を付して行う一般競争入札を実施するにあたり、入札後に最低価格者から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格である場合に落札を決定する事後審査型条件付き一般競争入札を実施するため、その事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型条件付き一般競争入札の対象となる建設工事は、原則として予定価格が2,000万円以上の建設工事のうち、野木町建設工事請負業者指名選考委員会（以下「選考委員会」という。）に諮り決定したものとす。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により当該入札に適さないと認められる場合は、この限りでない。

(入札参加資格要件)

第3条 事後審査型条件付き一般競争入札に参加できる者は、建設工事入札参加資格者名簿に登録された者のうち、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 野木町建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (3) その他対象工事ごとに定める事項を満たす者であること。

(入札参加資格要件の決定)

第4条 前条に規定する入札参加資格要件は、対象工事ごとに選考委員会の審議を経て決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 第2条に定める対象工事の入札に関する公告（以下「入札公告」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 野木町ホームページへの掲載
- (2) 野木町公告式条例（昭和25年野木町条例第2号）に規定する掲示場への掲示

2 入札公告に付する事項は、野木町財務規則（昭和39年野木町規則第8号）第63条第2項の規定に基づくほか、次のとおりとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事箇所
- (3) 工事概要
- (4) 工期
- (5) 入札参加形態
- (6) 入札参加資格要件
- (7) 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第1号。以下「入札参加申請書」という。）の提出期限及び提出場所
- (8) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（別記様式第2号）及び入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）の提出方法及び提出場所
- (9) 入札執行日時
- (10) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (11) 契約書作成の有無
- (12) 支払い条件
- (13) その他入札執行者が必要と認める事項

(入札参加手続等)

第6条 入札に参加しようとする者は、入札参加申請書を入札公告に示す提出期限までに提出するものとする。

- 2 入札参加申請書を提出した者は、原則として、当該入札に参加できるものとする。
- 3 入札参加資格の確認は、開札後に落札者とするための審査の必要がある者(以下「落札候補者」という。)について行うものとする。

(入札方法)

第7条 入札方法は、野木町郵便入札取扱要綱に基づく郵便入札による。

(開札)

第8条 開札は、入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

- 2 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格制度を採用した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札金額で入札した者のうち、最低の入札金額で入札した者を落札候補者とする。
- 3 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合は、施行令第167条の9の規定により、直ちにくじにより落札候補者を決定するとともにその順位を決定する。
- 4 入札執行者は、当該落札候補者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札決定する旨宣言し、開札を終了する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第9条 入札執行者は、開札後に入札参加資格の審査を行うため、速やかに落札候補者に確認申請書等の提出を求めるものとする。

- 2 確認申請書等は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して2日(野木町の休日を定める条例(平成元年野木町条例第3号)第1条に規定する町の休日を除く。以下同じ。)以内に持参により提出しなければならない。
- 3 落札候補者が前項の規定による提出期間内に確認申請書等を提出しないと

きは、当該落札候補者のした入札を無効とする。

(入札参加資格要件の審査及び落札者の決定)

第10条 入札執行者は、入札公告に示す入札参加資格要件に基づいて審査を行い、入札参加資格要件を満たしている場合は、その者を落札者と決定し、当該落札者に対して速やかに落札通知書を交付するものとする。

2 入札参加資格要件を満たしていない場合は、その者のした入札を無効とし、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件不適合通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 前項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

4 第2項及び前条第3項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又はくじにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。

5 入札参加資格要件の審査は、確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して2日以内に行わなければならない。

6 落札者がいない場合は、再度の入札公告又は指名競争入札の方法により、後日改めて入札を行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第5条、6条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

野木町長 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

年 月 日公告の下記の建設工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札に参加したいので、申請いたします。

なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 工事名 _____

2 工事箇所 _____

3 建設工事入札参加資格

業 種 _____ (建設業許可 特定 一般)

等 級 _____

総合評定値 _____

※総合評定値は、格付等級がない業種について記入してください。

別記様式第2号（第5条、9条関係）

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書

年 月 日

野木町長 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

下記工事に係る事後審査型条件付き一般競争入札について、下記の関係書類を添えて入札参加資格要件確認の申請をいたします。

なお、本申請書及び確認資料の記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 工事名 _____

2 工事箇所 _____

3 入札参加資格確認資料

別記様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

野木町長

⑩

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件不適合通知書

年 月 日付で申請のありました事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件について、審査した結果、下記により不適合と認められましたので通知いたします。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事名
- 3 工事箇所
- 4 不適合となった理由